(ﾇ) 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
(ﾈ) 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設

2　法第六条第一項第五号ロの政令で定める施設は、次に掲げるものとした。
(ｲ) 児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業又は同条第七項に規定する一時預かり事業の用に供する施設、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童遊園を除く。）、児童相談所その他これらに類する施設
(ﾛ) 身体障害者福祉法（昭和二四年法律第二八三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設その他これに類する施設
(ﾊ) 生活保護法（昭和二五年法律第一四四号）第三八条第一項に規定する保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）
(ﾆ) 老人福祉法（昭和三八年法律第一三三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、同法第五条の三に規定する老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、同法第二九条第一項に規定する有料老人ホームその他これらに類する施設
(ﾎ) 母子保健法（昭和四〇年法律第一四一号）第二二条第二項に規定する母子健康センター
(ﾍ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成一七年法律第一二三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第一一項に規定する障害者支援施設、同条第二五項に規定する地域活動支援センター、同条第二六項に規定する福祉ホームその他これらに類する施設
(ﾄ) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程を置くものに限る。）
(ﾁ) 病院、診療所又は助産所

3　その他所要の改正を行うこととした。

二　内閣府本府組織令の一部改正関係（第二条関係）

政策統括官の職務に、法第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること及び法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域の指定に関することを加えることとした。

三　施行期日

この政令は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成二七年法律第五二号）の施行の日（平成二七年一二月一〇日）から施行することとした。

◇独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四一〇号）（農林水産省）

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二七年法律第七〇号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年二月一日とすることとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令（政令第四一一号）（総務省）

1　別表第五に規定する学校における幼児、児童、生徒、学生及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、都道府県知事及び地方公共団体の教育委員会が行う調査に関する事務の対象に幼保連携型認定こども園を追加することとした。（別表第五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四一二号）（財務省）

1　新幹線鉄道開業五〇周年を記念するため発行する一〇〇円の貨幣の発行枚数を、二、三五三万六、〇〇〇枚に改めることとした。（別表第三関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四一三号）（財務省）

1　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる出入国管理及び難民認定法に基づく申請等に、本邦に入る航空機を運航する運送業者等による当該航空機に係る予約者の予約情報等に関する報告を追加することとした。（第一条第二項第二号関係）

2　この政令は、平成二八年一月一日から施行することとした。

政　令

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百八号

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年十二月十日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

活動火山対策特別措置法施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十二月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四百九号

活動火山対策特別措置法施行令及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第六条第一項第五号イ及びロ並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）

第一条　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十三条」を「第二十四条」に改め、同条を第七条とする。